

一般社団法人 三重県LPガス協会
代表理事（会長） 藤岡 傳 [印略]

保安委員会
委員長 玉木 正元 [印略]

エアコン室外機等の電気設備にかかる火気または火気取扱施設の取扱いについて

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当会の運営につきまして、ご協力・ご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、2015年3月26日に三重県防災対策部長より、エアコン室外機等の電気設備にかかる火気または火気取扱施設の取扱いについて見解見直しがされ、下記について当会会員へ周知するよう依頼がありましたのでご報告させていただきます。

なお、本件については、業務主任者講習等においてもご説明させていただきますが、別紙の県防災対策部からの文書と併せてご確認頂きますようお願い致します。

謹白

— 記 —

1. 電気設備にかかる火気及び火気取扱い施設の取扱い

[1] 着火源とならない電気設備の条件について

電気設備については、従来どおり原則いわゆる「火気」及び「火気を取り扱う施設」に該当するものとして取り扱うが、次の（ア）、（イ）、（ウ）の条件を全て満たす場合は、「火気」及び「火気を取り扱う施設」にあてはまらないとみなす。

（ア） 直接裸火を持たないこと。

（イ） 320℃より高温となる部分がないこと。

（ウ） 接点をもつ電気製品は、ON-OFFにより電気火花が点火（着火）エネルギーより小さいこと。あるいは接点が密封されていて、電気火花が外に出ないこと。

※ 日常使用しない接点等（保守及び点検用等）は、接点として取り扱わない。

[2] 条件の確認について

着火源とならない電気設備の条件を確認する者は、販売事業者又は保安機関とする。また、業務主任者はこれらの確認が適切になされるよう監督すること。

[3] 確認の記録について

少なくとも、次の（ア）～（オ）の事項を帳簿に記載し保存すること。

（ア） その一般消費者等の氏名または名称及び住所

（イ） 判断した年月日

（ウ） 判断した者の氏名

（エ） 判断した電気設備の名称、製造者、型番、製造月

（オ） 判断した根拠資料
（仕様書、証明書、製造者への確認結果等を添付すること）

2. 適用期間

2015年 4月 1日から

以上